

(別添)

- 精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の実施について（平成23年8月5日障発0805第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行
<p>別 添</p> <p style="text-align: center;">精神保健福祉士実習演習担当教員講習会実施要領</p> <p>1 教員講習会の実施主体 精神保健福祉士実習演習担当教員講習会（以下「教員講習会」という。）の実施主体は、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト（4）及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成23年厚生労働省告示第281号。以下「基準告示」という。）別表に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であって、同表に定める内容以上の講習会を適切に行うことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教員講習会の内容 (1)～(2) (略) (3) 教員の担当科目ごとに受講すべき科目は、それぞれ次のとおりであること。 ア <u>ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習</u>を担当する者（<u>精神保健福祉援助演習（基礎）、精神保健福祉援助演習（専門）及び精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を担当する者を含む。</u>） 別表に掲げるすべての科目 イ <u>ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）</u>のみ担当する者（<u>精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専</u></p>	<p>別 添</p> <p style="text-align: center;">精神保健福祉士実習演習担当教員講習会実施要領</p> <p>1 教員講習会の実施主体 精神保健福祉士実習演習担当教員講習会（以下「教員講習会」という。）の実施主体は、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト（4）及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成23年厚生労働省告示第281号。以下「基準告示」という。）別表に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であって、同表に定める内容以上の講習会を適切に行うことができるものとする<u>こと</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教員講習会の内容 (1)～(2) (略) (3) 教員の担当科目ごとに受講すべき科目は、それぞれ次のとおりであること。 ア <u>精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）、精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習</u>を<u>すべて</u>担当する者 別表に掲げるすべての科目 イ <u>精神保健福祉援助演習</u>のみ担当する者</p>

門)のみ担当する者を含む。)

別表中、基礎分野及び演習分野に掲げる科目

ウ ソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を担当する者(精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を担当する者を含む。)

別表中、基礎分野及び実習分野に掲げる科目

(4) 上記(3)にかかわらず、次のア又はイに該当する場合は、それぞれ掲げるとおりとすること。

ア 精神保健福祉士の資格を有する者が教員講習会を受講する場合

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める者(平成23年厚生労働省告示第280号)に基づき、基礎分野を受講しないことができる。

イ 教員講習会の講師として1又は複数の科目を担当した経験を有する者であって、当該者が当該講習会を受講する場合

教員講習会の実施者は、当該講師が担当した1又は複数の科目について、当該科目を当該講習会において履修したものとして認定することができる。

4～6 (略)

7 その他

(1) 実施主体、会場、主たる事務所の所在地及び電話番号等の教員講習会の実施に係る届出の内容については、厚生労働省ホームページ等において公表するものとする。

(2) 当該講習会を修了した教員は、修得した知識及び技能を保持するため、修了後においても定期的に当該講習会を再受講することが望ましい。

別表(略)

様式(略)

別表中、基礎分野及び演習分野に掲げる科目

ウ 精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を担当する者

別表中、基礎分野及び実習分野に掲げる科目

(4) 上記(3)にかかわらず、次のア又はイに該当する場合は、それぞれ掲げるとおりとすること。

ア 精神保健福祉士の資格を有する者が教員講習会を受講する場合

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める者(平成23年厚生労働省告示第280号)に基づき、基礎分野を受講しないことができるものであること。

イ 教員講習会の講師として1又は複数の科目を担当した経験を有する者であって、当該者が当該講習会を受講する場合

教員講習会の実施者は、当該講師が担当した1又は複数の科目について、当該科目を当該講習会において履修したものとして認定することができるものであること。

4～6 (略)

7 その他

実施主体、会場、主たる事務所の所在地及び電話番号等の教員講習会の実施に係る届出の内容については、厚生労働省ホームページ等において公表することとしていること。

別表(略)

様式(略)

